

「安全管理者」選任時研修(第3回)

安全管理者の選任と労働基準監督署への届出はお済みですか？

資格者の計画的養成や、安全教育としてもご利用下さい。

主催 (一社)三田労働基準協会
(一社)大田労働基準協会(幹事) (一社)品川労働基準協会
渋谷労働基準協会

安全管理者の選任労働安全衛生規則が改正され平成18年10月1日から、安全管理者の選任にあたり従来の資格要件に加えて、実務能力を確保するため、厚生労働大臣の定めた一定の研修を修了していることが追加されました。

また、平成18年10月1日の時点において、安全管理者の経験年数が2年未満の方につきましても安全管理者選任時研修が義務づけられました。

常時50人以上の労働者を使用する記の業種(※)においては、安全管理者の退職、転勤等から資格者が不在による選任の事態にならないよう、予め安全管理担当者等に安全管理者選任時研修を受講させていくことが望ましいと見られます。

つきましては、このたび、安全管理者選任時研修(本記)により開催することいたしましたので、皆様方多数が受講されたいようご案内申し上げます。

- 1 日 時 1日目：平成29年11月7日(火) 9:00~16:20(開場8:50)
2日目：平成29年11月8日(水) 9:00~12:10(開場8:50)
- 2 場 所 一般社団法人三田労働基準協会 1階研修センター
東京都港区芝4-4-5 労働基準協会ビル(裏面案内図参照)
- 3 研修科目 法令に定められた科目(講師：労働安全衛生局外、テキスト：中災防発行)
- 4 修了証 全科目受講された方(遅刻早退不可)に、2日目の研修終了時修了証を交付します。
- 5 定 員 30名(先着順)
- 6 受講料 協会の会員は、5,000円、非会員は、10,000円(資料代、消費税含む)
- 7 申込方法等

- ①受講申込：裏面「申込書」により当協会まで「03-3451-7692」してください。
- ②申込受付と受講料の振込：受講可能な場合は受講番号を記入のうえ「受講票」として申込担当者へFaxいたします。(申込書に必ずFax番号をご記入ください)。
受講料は、受講票到着後2週間以内に到着から11月7日まで2週間ない場合は、10月31日まで)に次の銀行口座にお振込みください。(振込手数料はご負担願います)

・銀行名：三菱東京UFJ銀行田町支店
・口座番号：普通口座 0397963
・口座名義：一般社団法人三田労働基準協会
・住所：港区芝4-4-5
なお、振込人名の前に講習会日付を記入してください(例 1107 〇〇カイシャ)

- ③受講の取消：10月31日までの取消しは、受講料を全額返金いたします。(振込手数料はご負担願います。)それ以降の取消しは返金できませんので予めご承知おきください。
 - ④受講者は、Faxされた受講票を当日お持ちになり、受付に提出してください。
 - ⑤2日目は修了証受領のための認印をご持参下さい。
- 8 問合先 一般社団法人大田労働基準協会 電話 03-3738-0118

*この講習は城南労働基準協会協議会(三田・品川・大田・渋谷協会)の共催により開催し、幹事協会は大田労働基準協会です。

(※)参考 次の業種に該当し常時50人以上の労働者を使用する事業場は安全管理者の選任が必要です。

- 1、林業・鉱業・建設業・運送業及び清掃業
- 2、製造業(物の加工業を含む)・電気業・ガス業・熱供給業・水道業・通信業・各種商品卸売業・家具・建具・じゅう器等卸売業・各種商品小売業・家具・建具・じゅう器小売業・燃料小売業・旅館業・ゴルフ場業・自動車整備業及び機械修理業